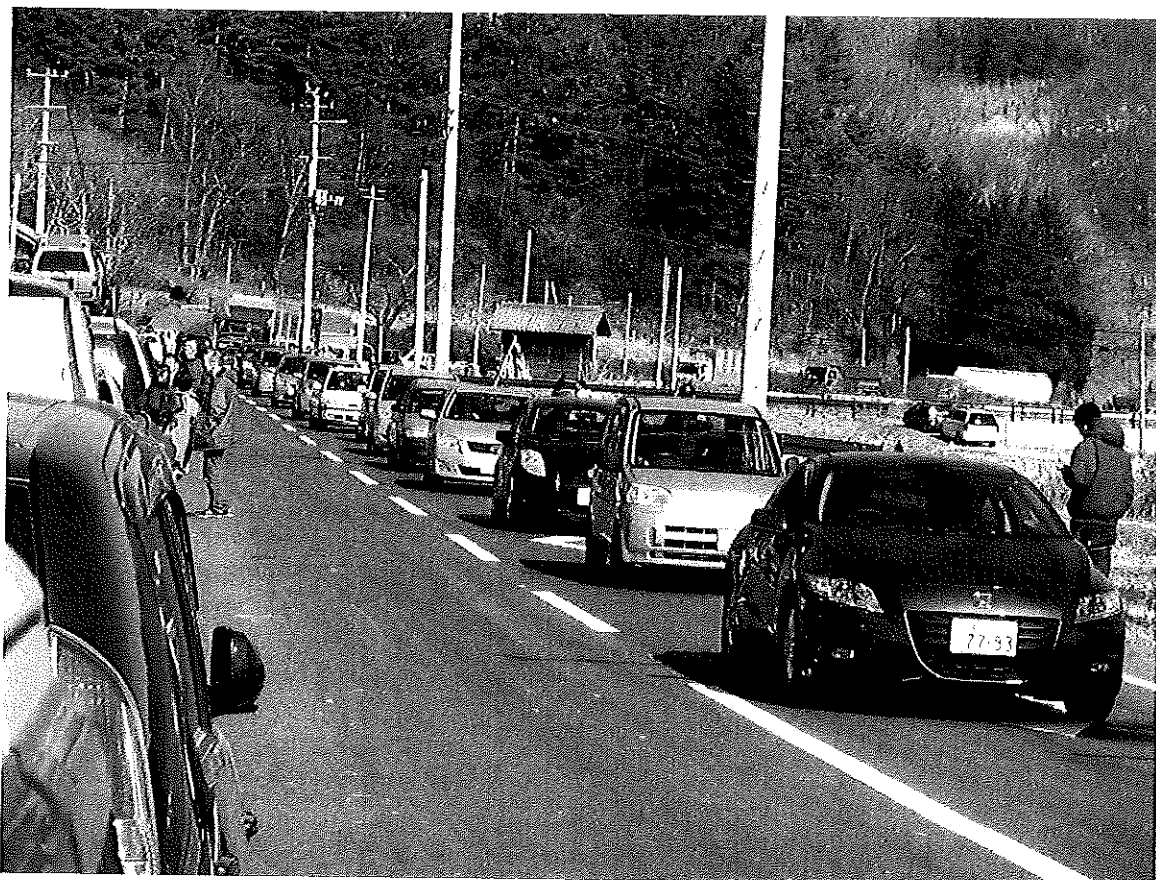


福島県土木部建築住宅課長 様

福島県借上げ住宅支援についての要望書



3月12日、津島地区への避難状況

平成23年12月27日

浪江町長 馬場 有

福島県借上げ住宅制度について、被災市町村の状況を考慮いただき、下記事項のとおり福島県として実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 災害救助法では住宅支援が原則1年間（最長2年間）とされておりませんが、原子力災害のような長期的避難が強いられる状況を鑑み、住宅支援期間の撤廃もしくは長期的な住宅支援が受けられるよう法制度の改正を福島県として国に強く要望していただきたくお願いいたします。
2. 現在、被災市町村においては本格的な除染作業・復旧作業が求められており、その部門への職員配置が急務となっております。また仮設住宅入居後の対応や借上げ住宅の審査・決定業務などもいまだ収束の目途がたたず、今後の借上げ住宅再契約についての業務に十分な職員配置が望めない状況にあります。

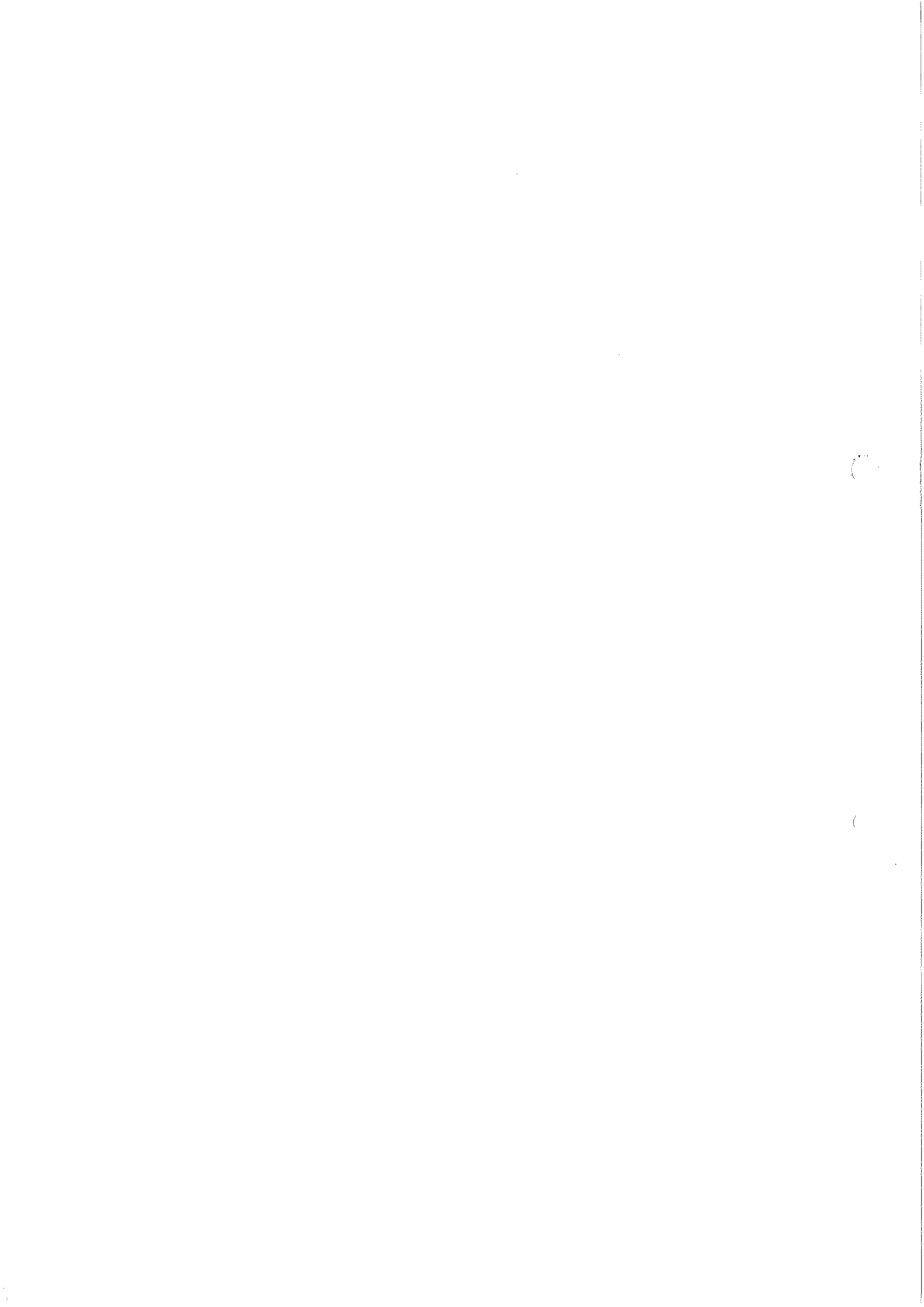
また、今回の再契約の手続きについては被災者の住宅支

援の履歴が必要となりますが、県外での支援や遡及制度利用者のデータもないことから今回提案された、契約終期（住宅支援から原則2年間）の確認作業が町では困難な状況にあります。

災害救助法では、収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は各都道府県知事が整備に努めなければならないとされていることから、福島県において遡及措置制度や附帯設備請求と同様に、再契約に係る体制整備を整えていただき、県において一体的に再契約の手続きを行って戴きたく要望いたします。

3. 再契約の手続き内容について、住宅関係団体（3協会）とは協議しているとのことではありますが、これまでも制度の変更の度、仲介業者からの問い合わせが殺到することがありましたので、協会から各仲介業者への周知徹底をご指導いただきますよう改めてお願いいたします。

また、協会に加入していない業者についても制度内容の了解をとっていただくとともに周知徹底をはかっていただきたくよう、要望いたします。



借上げ住宅制度に係る問題点

1. 契約終期の設定・確認について

(市第4-6) ← 経手業(人的支援)
町村の職員(新2号機)

下記のデータが無いことから、今回示された入居期限の2年間の終期を町で設定・確認することが困難である。

- ① 県外で住宅支援を受けた方のデータがない。
- ② 県内で住宅支援を受けた方が遡及措置の制度を利用したのかデータがない。
- ③ 他市町村で入居決定し住宅支援を受けたのち住替えた方の、前住居の入居始期日のデータがない。

、1月中の説明会(伊勢町)

2. 再契約に伴う事務処理上の整理事項

- ・当初、5人以上世帯とのことで、家賃6万円以上の物件に住んでいたが、事情により世帯を分離し、4人以下の世帯となった物件についての取り扱いが明確になっていない。
- ・以前は世帯別々の住宅支援を受けていたが、住替えにより世帯が集まり新たな住宅に入居している場合、前住宅の入居始期日がそれぞれに異なる場合があり、その際の契約終期の設定が示されていない。
- ・民間の賃貸住宅は基本的に前家賃となっているが、今回のスキームであると4月分については 事後払いとなる。どうしても前家賃として欲しいとの申出があった場合、事前に再契約書の提出があれば、前家賃として支払いできるのか。

3. 作業の工程について

原子力災害により、他県への避難者も多いことから、いまだ避難生活の拠点が定まらず、現段階においても借上げ住宅特例制度の新規申し込みや事情による住替えの申出があります。また、仮設住宅入居後の対応（追加工事やクレーム対応等）にも苦慮しており、住宅支援についての業務混乱は終息していない状況にあります。

その中で、約3,500件もの借上げ住宅の再契約について、この短期間に新規申し込みや住替え申込と並行して事務処理することは非常に困難である。

4. 対応職員の人員不足について

現在当町では、これまでの業務の通常化が進み、被災前の課体制に戻りつつあります。その一方、新たに原子力発電所事故収束にむけた作業のSTEP 2が完了したことに伴い、除染作業や復旧作業が本格化し、職員体制も復興にむけた体制に人員を割

くことが必要となっている。また、人員そのものも、来年度は退職者不補充であるとともに、業務多忙による過労から病気休業中の職員も相当数おり、職員体制はぜい弱化し事務処理能力の限界となっております。

このような中で、この再契約業務の事務代行をすることは当町の職員体制から鑑み非常に困難な状況であります。

5. 貸主が契約更新をしない場合の処理について

今回提案された作業スキームでは貸主が再契約を拒否した場合、新たな住宅を入居者自ら探すこととされているが、特にいわき市や相双地区の住宅供給がない現状において、新たな住宅を確保することは困難であり、その新住宅も準備しておかないと混乱を招いてしまう。民間賃貸住宅供給が不足している地域への仮設住宅建設を進めていただくなど、契約更新にあたっては被災者の不利益にならないような措置を構築願いたい。

※住宅の確保について、引越し費用の負担について、etc…

6. 制度の周知徹底について

これまで、借上げ住宅の制度が変更となる度に、仲介業者からの問い合わせが殺到します。また、度重なる制度改正により市町村間における制度解釈のズレが生じており、貸主・仲介業者、入居者から多くの苦情が寄せられています。

今回、住宅関係3団体との協議は済んでいるとのことであるが、協会等に参加していない仲介業者等についても制度の了解と十分な周知徹底を図って戴きたい。

7. 借上げ住宅特例制度受付の終了時期について

原子力災害における避難区域の解除、また県内の除染作業工程が明確にならない状況にあることから、県外避難者が福島県へ帰還する判断が難しい状況にあります。このように長期的な避難生活を強いられている状況もあることから、借上げ住宅の受付期間についても、県内帰還の妨げにならないように今後も随時受け付けできるように要望します。

また、災害救助法を所管する厚生労働省から借上げ住宅制度は同法による応急対応の特例措置であり、早期に終了すべきとの意向が示され、原子力避難については、原子力賠償の中で対応すべきとの国からの回答があるとのことでありましたが、借上げ住宅特例制度の終期を設定する場合は、その後県外からの帰還者や特別な事情がある方への配慮のため、東京電力の賠償請求で補完できる制度を調整戴きたい。